

施策方針 C

身近なみどりを創出するとともに、公園緑地の再生を行います。



庁舎のみどりのカーテン



リニューアル予定の永山南公園



花植えなどの身近な緑化活動



剪定枝の堆肥化によるリサイクル

■現状と課題

市民の身近なみどりへの関わりを推進するため、これまで街角での花壇づくりや、ゴーヤ等によるグリーンカーテンづくりなどの身近な緑化活動支援により、市民の緑化への意識が定着しつつあります。

一方、昭和 40 年代から建設された公園緑地内の施設は老朽化しつつあり、これから更新の時期を迎えます。そのため、現状の安全性や市民ニーズをふまえた適切な維持更新が必要となっています。

公園緑地の数については、全市的に充足しつつある中で、一部地域において、身近な公園の確保が求められています。その対応の一つとして、借地公園の公有地化など、恒久的な公園の確保が必要となっています。

市内のみどりの維持管理で発生する剪定枝などは、平成 11 年より土壌改良材としてリサイクルし、市内の公園や学校に配布したり、登録農家に配布し農業振興に役立てているほか、年に数回、市民に無料で配布する取組みを実施しています。しかしながら、リサイクルの総量としては少なく、更なるリサイクルの推進が求められています。

■今後の取組み

身近なみどりの創出としての緑化は、みどりのカーテンの取組みや、市役所や学校など公共施設の緑化を推進していきます。その他事業者の開発行為等における緑化の指導を推進していきます。

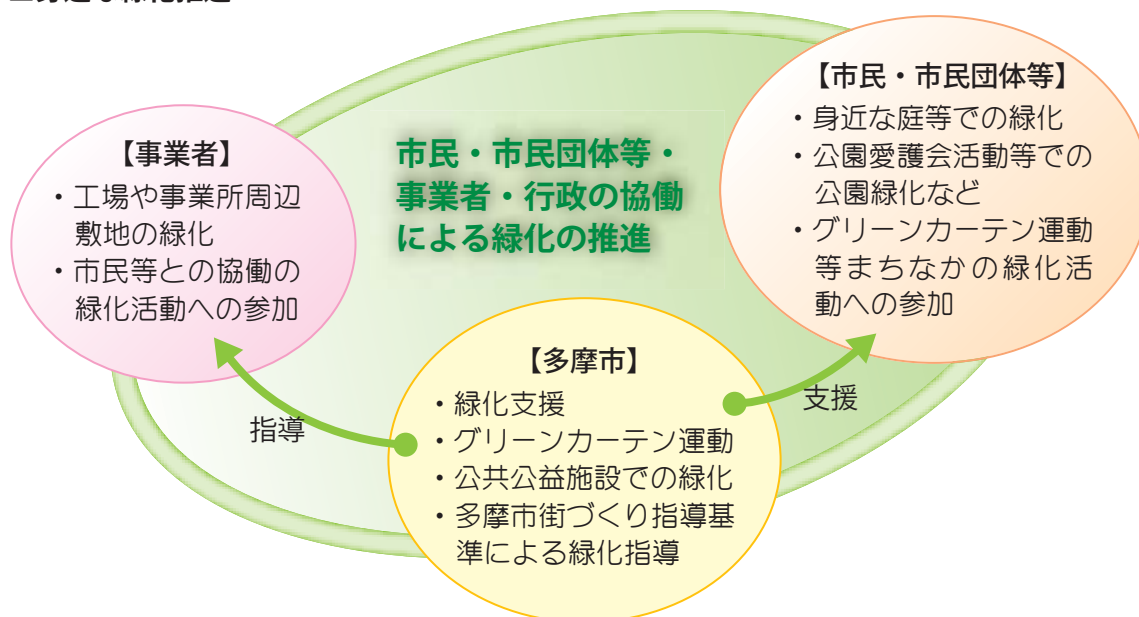
公園緑地のリニューアルは、公園緑地施設の総点検を行い、作成した「多摩市都市基盤施設維持・更新基本計画」を基に詳細な検討を行い、維持更新を検討していきます。

【施策の体系】

- (10) 身近な緑化の推進
- (11) 公園緑地のリニューアル
- (12) みどりのリサイクルの推進

これからのみどりの創出と再生への取り組み

■身近な緑化推進



■公園緑地の現状と今後の対応

公園緑地の施設の老朽化への対応や、借地公園のあり方の見直しが必要となっています。

公園緑地の施設

昭和 40 年代より建設された公園緑地等の施設は、老朽化や時代のニーズに合わない等の問題が見受けられます。

施設の総点検により、計画的に維持更新等の対応を推進していきます。

借地公園

継続的に借りている借地公園について、あり方の見直しが必要となっています。

地域のニーズや防災面からの必要性など多面的な見地から必要性を見直し、所有者の意向等をふまえ見直しを進めます。

■みどりのリサイクルの推進

エコプラザ多摩において、剪定枝等を土壌改良材としてのリサイクル



A

保全確保

B

育成管理

C

創出再生

D

普及啓発

身近な緑化の推進

事業者や公共公益施設の敷地、道路や歩行者専用道路、住宅地などにおいて、多様な主体が連携して身近な緑化を推進することで、市民が花やみどりに愛着を感じる良好なみどり景観を創出していきます。

1) 「多摩市街づくり指導基準」の強化や緑化等への意識高揚の推進【改善】

開発等事業者による一定規模以上の集合住宅地の新設や工場・事業所の新設にあたって、「多摩市街づくり指導基準（要綱）」により、緑化の基準を定め、助言や指導を行っています。引き続き基準に基づく緑化の指導を行うとともに、実施効果の検証をふまえ、緑化基準の内容や手続きに関する見直しの必要性等を含め、更なる緑化を推進していきます。一方、企業のCSR^{※1}への関心が高まっている中で、みどりの保全や緑化等に積極的に取り組んでいる事業者を評価し、事業者へのインセンティブの付加につながる手法を検討していきます。

■主な取組み（事業や制度、手法等）

- ・「多摩市街づくり指導基準（要綱）」による緑化の推進
- ・緑化の基準や手続きに関する見直し検討
- ・事業者との緑化に関する連携強化と、インセンティブ等の検討

2) 公共施設の緑化推進【改善】

建築物の省エネ対策や市民の緑化への意識を啓発するために、庁内の関係課と連携し、市役所でのみどりのカーテン運動などの緑化を積極的に行っていきます。また、新たな整備や改修に伴う施設においては、質の高い緑化を推進します。

■主な取組み（事業や制度、手法等）

- ・みどりのカーテン運動、屋上緑化や壁面緑化の推進
- ・公共公益施設緑化指針等の検討
- ・雨水利用の推進

3) 市民の身近な緑化活動への支援【改善】

これまで実施してきた「花いっぱい推進事業」の休止に伴い、新たなみどりへの愛着を感じる取組みを検討するとともに、身近な街なみ景観の向上を図ります。また住宅地における緑地協定^{※2}締結による緑化も推進していきます。

■主な取組み（事業や制度、手法等）

- ・緑地協定の締結支援
- ・みどりのカーテン運動（講座、苗の配布等）や新たな緑化支援の検討

※1 CSR（corporate social responsibility）

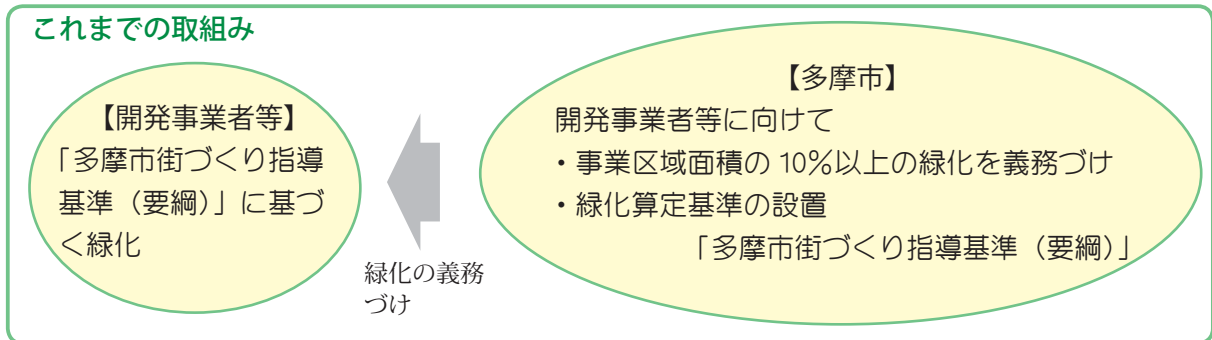
「企業の社会的責任」を果たす活動のことをいいます。企業は市民や地域、社会の要請に応え、より高次の社会貢献や配慮、情報公開や対話を自主的に行うべきであるという考えです。

※2 緑地協定（都市緑地法）

土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度です。地域の方々の協力で、計画的な緑化が図られ街を良好な環境にすることができます。

●身近な緑化の推進に向けて

■開発事業者への緑化の義務づけの推進



実施効果の検証をふまえ、必要に応じ緑化基準の精査や手続き等の見直しの検討

■公共公益施設の緑化推進



- ・公共公益施設の緑化を推進する「公共公益施設緑化指針等」の検討
- ・新たな整備や改修に伴う施設の適切な緑化の推進

■市民の身近な緑化活動支援



- ・アダプト制度やみどりのカーテン運動等既存施策の継続やイベント等での緑化の推進
- ・花いっぱい推進事業に代わる支援方策の検討推進

公園緑地のリニューアル

市内の公園緑地施設の総点検に基づき、老朽化やニーズにあわない施設に関して、中長期的な視点からの維持管理コスト等も見据え、計画的なリニューアルを進めていきます。

1) 公園緑地の総点検に基づく計画的な施設更新【新規】

多摩市では、同時期に多くの公園緑地が整備されたため、老朽化に伴う修繕等の時期が集中します。そのため平成 22 年 2 月に都市基盤施設の整備時期や設備の老朽度合い、危険箇所や問題箇所等の点検をふまえた「多摩市都市基盤施設維持・更新基本計画」を作成しています。公園緑地についてもこの計画を基に、さらなる詳細な調査検討をふまえ、計画的な施設の更新事業を進めていきます。

開園後 20 年を経過している公園数

公園区分	全公園数	開園後 20 ～ 30 年経過している公園数	開園後 30 年以上経過している公園数	合計	開園後 20 年以上経過している公園数の割合
総合公園	3	1	2	3	100%
地区公園	1	1	0	1	100%
近隣公園	25	7	16	23	92%
街区公園	133	58	52	110	83%
都市緑地	43	17	0	17	40%
合計	205	84	70	154	75%

■主な取組み（事業や制度、手法等）

- ・老朽施設や地域のニーズにあわない施設等の撤去や更新
- ・利用特性や立地特性等をふまえた公園緑地施設の再整備

2) 借地公園の適切な見直しの推進【新規】

現在、市内に 8 箇所ある民間より有償で借りている借地公園について、周辺の公園緑地の配置状況や住民ニーズ、土地所有者の意向等をふまえ、今後の必要性や財政負担等を検討した上で、公有地化や土地所有者への返還等の見直しを進めていきます。

■主な取組み（事業や制度、手法等）

- ・借地公園の住民ニーズや土地所有者の意向等調査
- ・借地公園の公有地化

3) 市民参加型のリニューアルの推進【改善】

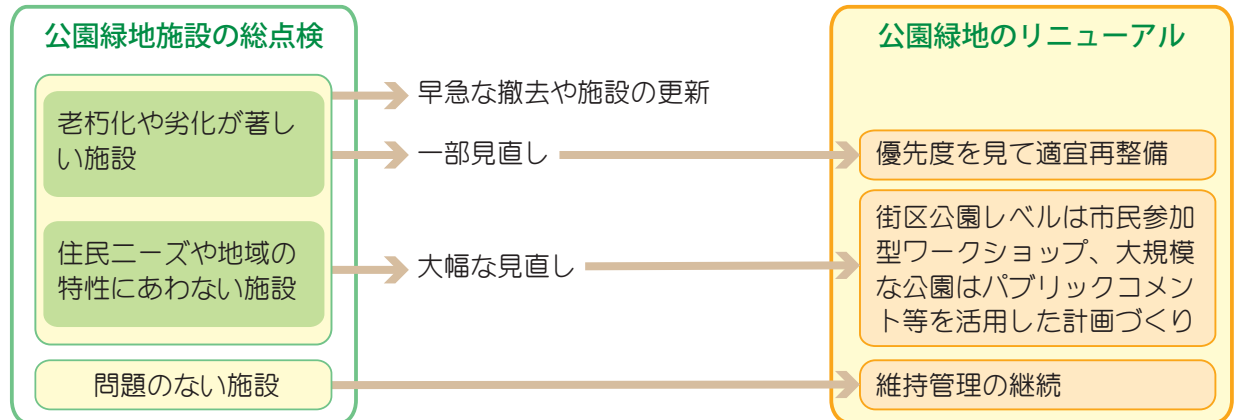
再整備の必要性が高い地区公園や近隣公園、大規模緑地等については、長寿命化修繕計画やパブリックコメントによる意見聴取をふまえ再整備を進めます。街区公園など住民に身近な公園については、公園への愛着や、利用促進、マナー向上、育成管理なども見据え、市民参加のワークショップ手法を活用した再整備を進めていきます。

■主な取組み（事業や制度、手法等）

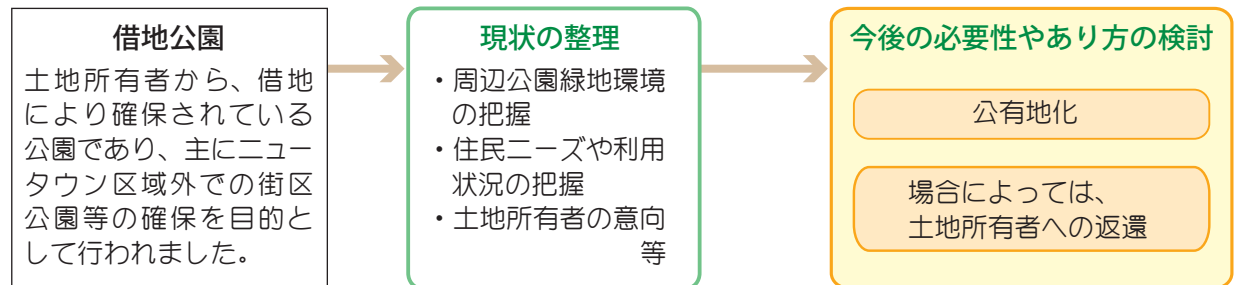
- ・市民参加型の公園緑地の見直しプラン作成
- ・公園緑地の再整備

●公園緑地のリニューアルに向けて

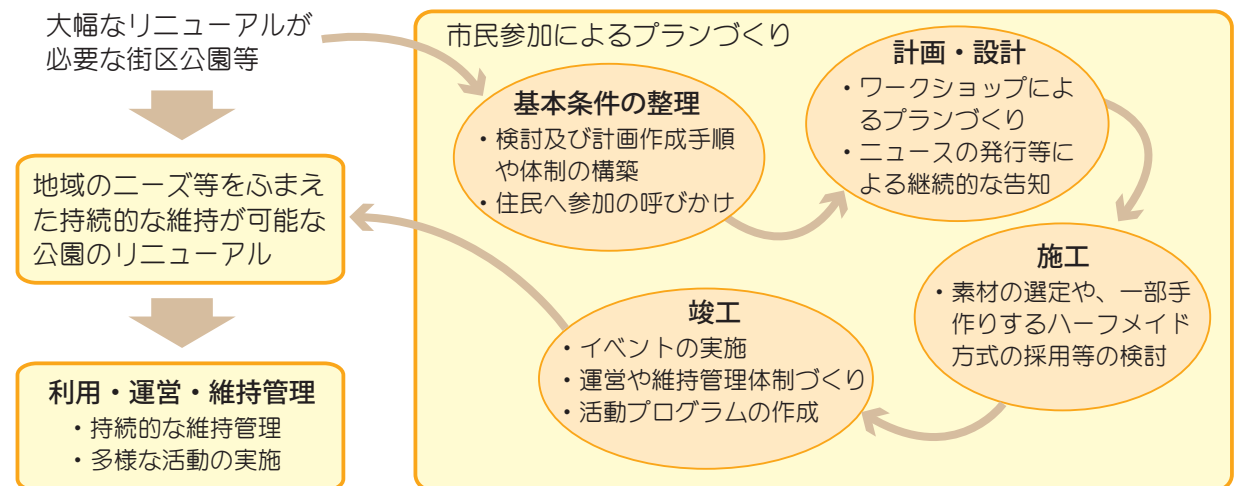
■公園緑地施設の総点検に基づく計画的な施設更新



■借地公園の適切な見直しの推進



■市民参加型のリニューアルの推進



■「多摩市都市基盤施設維持・更新基本計画」

多摩市では、平成 22 年 2 月に上記計画を作成しました。公園緑地についてもこの維持・更新基本計画に基づく計画的な更新を進めていきます。

公園緑地の対象箇所：市内の全公園緑地

現在の達成率：平成 24 年 2 月時点 0%

今後の目標（改修等）：平成 28 年 3 月時点 3%（近隣公園 2 箇所、街区公園 4 箇所を実施）
平成 33 年 3 月時点 8%（16 箇所予定）

A

保全確保

B

育成管理

C

創出再生

D

普及啓発

みどりのリサイクルの推進

剪定枝等の土壌改良材へのリサイクルを継続するとともに、リサイクルコストの問題や新たな活用方策などを含めたみどりのリサイクルのあり方を再構築した上で、更なるリサイクルを推進していきます。

1) 剪定枝等の土壌改良材としての活用の推進【継続】

現在、エコプラザ多摩（資源化センター）では、市内の剪定枝や草を収集し、土壌改良材へリサイクルを行い、市内の公園や学校に配布したり、登録農家への配布等を行うなどみどりのリサイクルを推進しています。引き続きリサイクルを推進していきます。

■主な取組み（事業や制度、手法等）

- ・草枝資源化によるリサイクルの実施

2) みどりのリサイクルのあり方の検討【改善】

これまで剪定枝の土壌改良材化等によるリサイクルを進めていくなかで、リサイクルコストやリサイクル量等の新たな課題も明らかになってきました。それら課題も含め、今後のみどりのリサイクルのあり方について、身近な公園でのその場での再利用やチップ化、剪定枝の木質バイオマスによるエネルギー利用など、新たな活用の可能性も含め検討を進めていきます。

■主な取組み（事業や制度、手法等）

- ・みどりのリサイクル方針の作成
- ・新たな活用方策の検討

●みどりのリサイクルの推進に向けて

公園緑地や街路樹等での
剪定枝や落葉の発生

現在のみどりのリサイクル



剪定枝等の回収
(発生量の約2割)



剪定枝を粉碎機で
細かく碎きます

エロプロザ多摩にて



粉碎された剪定枝



発酵装置で加熱処
理し、一次発酵さ
せます



4～6ヶ月間熟成
させて、土壌改良
材ができ上がり、
袋詰めします

みどりのリサイクルの さらなる推進に向けて

リサイクルコストなども含め、今後のみどりのリサイクルのあり方を検討し、環境に配慮した更なるリサイクルの推進をめざします。

活用例



公園内での落ち葉
や刈り草の堆肥化



イベントや講習会
で活用
(木材工作、まき
利用等)



市民団体や学校で
の利用
(椎茸のほだ木、
炭焼き等)



チップ化して園路
などへの散布によ
る雑草の発生抑制

その他、ベンチ、階段、スツール等の公園施設
への活用 など

希望する農家や学校、福祉施設、
市民等へ配布
また公園緑地で利用を実施

A
保全確保

B
育成管理

C
創出再生

D
普及啓発